

(田原議員)

Q 低所得者層への町独自の介護保険対策を求める。

A

法改正の影響を分析し、法定内で拡充された軽減措置の周知徹底に万全を期していく。(内田福祉課長)



A

今回の介護保険法の改正においては、介護保険施設入所者やショートステイ、デイサービスおよびデイケア利用者の食費や居住費の負担が、在宅生活者の負担と公平となるように設定された。これにより、介護保険施設利用者について

は負担が増したが、一方で、低所得者に対する負担の軽減策も拡充されている。

新たに負担することになる居住費や食費については、住民税非課税世帯には上限額を設けるなど各種の軽減措置が設けられているが、平成17年10月の利用実績を

検証し、法改正の影響を見極めたい。

また、弁当持参者は町内の施設利用者の中では確認できず、サービスの利用回数についても必要なサービス量を個々の状況に応じて変更等を行っていると考えている。

町としては今回の改正はサービス利用者間の公平を図るものであり、やむを得ないものと考えているが、拡充された軽減措置についての周知徹底と、事務処理に万全を期していく。

10月からの介護保険の改定で、何がどう変わったのか。

介護サービスの利用者にどのような影響が出ているか。食費が保険から外され自己負担となり、デイサービスでは250円だったものが60円になつたことで弁当持参や、回数を減らす人がいたり、施設入所費も月6万円が10万円になることもあると聞くが、町として助成などできないか。

(山吹議員)

Q 子育て支援センターの現状と今後について問う。

A

多くの利用者があるので、今後も各種事業実施に力を入れていく。(平野民生部長)



A

子育て支援センターは平成13年6月に開所して以来、子育てにかかる不安や問題

①具体的な事業としては、子育てに関する情報提供・相談、育児懇談会の開催、多世代交流事業、育児サークル活動などを実行している。

女性の晩婚化や社会進出に伴い少子化が進み、また、核家族化により一人で子育てに悩む母親が増加しているのではないか。こうした中、子育て支援センターの役割が重視されると考えるが、町の子育て支援施策について

②今後の運営方針はどのようになっているか。

子育て支援センターは平成13年6月に開所して以来、子育てにかかる不安や問題を共有し、解消できる、保護者同士の交流の場として、また、保育士、保健師等の専門職が相談に応じる施設として、現在まで運営を行っている。

②今後は「子どもを産み育てやすい環境づくり」を着実に進めていきたいと考えており、現在行っている各種事業での更なる利用者の促進とボランティアの活動を積極的に取り入れ、より幅の広いサービス提供に取組んでいきたい。